



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

労務アシスト通信 α

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumur-assist.com HP：https://roumur-assist.com/

7

2023

決定済み
施行前の改正

マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ改正法が成立

令和 5 年 6 月 2 日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等の一部改正法）」が可決・成立しました。施行時期は、基本的には、公布の日から起算して 1 年 3 か月以内の政令で定める日とされており、令和 6 年の秋ごろの施行になると見込まれていますが、早めに改正内容を確認しておきましょう。

.....マイナンバー法等の一部改正法のポイント（抜粋）.....

□ マイナンバーカードと健康保険証の一体化

〔マイナンバー法、健康保険法等の医療保険各法の改正〕

- ・乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- ・健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

→すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

□ 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

〔戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法の改正〕

- ・戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- ・マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

→公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



★マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証を廃止、場合によっては資格確認書を提供）については、企業実務にも影響がでますね。具体的な情報が公表されましたら、改めてお伝えします。

なお、マイナンバー法等の一部改正法には、上記の他、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、マイナンバーカードの普及・利用促進、公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）などが盛り込まれています。

施行済みの改正

資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化（健保則等を改正）

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 81 号）」が、令和 5 年 6 月 1 日から施行されました。この改正省令により、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化する等の見直しが図られています。ポイントを確認しておきましょう。



.....健保則等の一部改正省令のポイント（抜粋）.....

□ この改正省令は、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の中間とりまとめ（令和 5 年 2 月）において、保険者の迅速かつ正確なデータ登録への対応が必要とされたことを踏まえ、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者医療確保法施行規則について、所要の改正を行うものです。

（次ページへ続く）

□ たとえば、健康保険法施行規則（健保則）では、次のような改正が行われました。

- ① 健保則 24 条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を健保則の規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主は、当該届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする。
- ② 資格取得に関する届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出等を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。



★マイナンバー法等の一部改正法による「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を円滑に施行できるようにするための準備といえますね。健康保険の被保険者の資格取得等の手続の際に、個人番号（マイナンバー）の記載がなく、それを拒む社員がいた場合には、上記のような改正があったことを伝えたいので、その提出等を求めるとよいでしょう。

要確認

ウェブサイト改ざんについて注意喚起(警察庁・経産省)

警察庁、経済産業省から、サイバー警察局便り Vol.6として、「御社のウェブサイト 改ざんされていませんか？」という注意喚起がありました。自社のウェブサイトが改ざんされているかどうかの確認方法が紹介されています。ウェブサイトを開設している場合は、一度確認してみたいはいかがでしょうか？

……………御社のウェブサイト 改ざんされていませんか？（サイバー警察局便り） 粹……………

どうやったら改ざんされていることが分かるの？

自社ウェブサイトを検索してみましょう！

- ① 検索サイトで「**site:(自社ドメイン)**」と入力して検索！（www等のサーバ名は不要です。）
【例】自社のウェブサイトが「www.example.co.jp」の場合、「site:example.co.jp」と入力してください。
- ② 検索結果に**自社ドメインを使用した見覚えのないページが表示**されたら、**改ざん**（不正にファイルを蔵置）されています！

自社公式ウェブサイト

★万が一改ざんされていた場合は、自社の担当者等に連絡の上、不正なページの削除、ぜい弱性の修正等の対策を行う必要があります。また、アクセスログ等を保存の上、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口に通報・相談するようにしましょう。

お仕事 カレンダー 7月

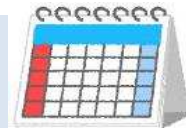


7/10

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税（1～6月分）の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日

7/31

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働者死傷病（休業4日未満）報告（4～6月分）の提出期限



◆お知らせ◆

7月14日（金）～18日（火）は夏季休業とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（緊急の場合は上記期間中でもご連絡ください）